

国土利用計画策定に係る国土利用計画審議会臨時委員の選定について

1 理由

福岡県国土利用計画（第五次：仮称）を策定するに当たり、必要な調査審議を行うため、国土利用計画審議会に臨時委員を委嘱するもの。

2 設置根拠

福岡県国土利用計画審議会条例第 2 条第 2 項、同条第 3 項及び第 3 条第 2 項

3 委嘱期間

第 17 期第 3 回審議会から、計画案策定まで
（予定：令和 7 年 4 月頃～令和 8 年 6 月頃）

4 臨時委員選定の考え方

第六次全国計画の重要な視点及び本県が独自に整理したい土地利用の課題を踏まえた分野から選定する。

(1) 第六次全国計画

- ア 人口減少・高齢化等を背景とした国土の管理水準の悪化への対応
（地域の持続性につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換）
- イ 大規模自然災害への対応
- ウ 自然環境や景観等の悪化への対応
- エ デジタルの徹底活用
- オ 多様な主体の参加と官民連携

(2) 本県が独自に整理したい土地利用の課題（(1) 以外）
ワンヘルスの推進

(3) 現委員の構成を踏まえた臨時委員の分野（案）

<現委員>

法律、都市問題、自然保護、地域開発、森林、農業



<臨時委員（案）>

防災、都市計画、土地問題、デジタル、官民連携、商工業、ワンヘルス